



市や住民団体は援護の対象範囲を広げるよう、国に求めている。しかし国が範囲を広げないため、高野さんらの会は国を相手取り集団訴訟を起こすことを決めた。原告予定者は約70人。現在申請している被爆者健康手帳の請求が却下されれば即、提訴する。高野さんは「金ではな

潮流
時流

「福島では繰り返すな」

原爆が投下され70年が過ぎた広島で、国の援護対象から漏れた地域の住民が、被爆者として認めるよう求める集団訴訟を準備している。国は原爆投下直後に「黒い雨」が降った地域を援護対象としているが、実際は国が認める地域の約6倍の範囲で降っていた。対象地域外の住民も70年間、体調不良と放射能の不安に苦しんできたが、国の「線引き」により救済されないままだ。被害者は「放射能の不安に線は引けない」と訴えている。

（報道部・小柳香葉子）

「福島では繰り返すな」

「原爆の後に熱を出し、る」。広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会の今も下痢や貧血が続いている

い雨を浴びたが、国の援護地域から外れ救済を受けれずに入れる。

原爆が投下され70年が過ぎた広島で、国の援護対象から漏れた地域の住民が、被爆者として認めるよう求める集団訴訟を準備している。国は原爆投下直後に「黒い雨」が降った地域を援護対象としているが、実際は国が認める地域の約6倍の範囲で降っていた。対象地域外の住民も70年間、体調不良と放射能の不安に苦しんできたが、国の「線引き」により救済されないままだ。被害者は「放射能の不安に線は引けない」と訴えている。

る。広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会の高野正明会長(77)は、今も放射能の影響を不安に思っている。

域〔地図参照〕を救援対象に限った。このため対象地域外で黒い雨を浴び、健康影響を懸念する人々が援護対象とするよう求めてきた。広島市が2008年に住民に調査を実施すると、国が援護対象とする約6倍の範囲で降っていたことが分かった。

野さんらの会は国を相手取り集団訴訟を起こすことを決めた。原告予定者は約70人。現在申請している被爆者健康手帳の請求が却下されれば即、提訴する。高野さんは「金ではな

域〔地図参照〕を救済对象に限った。このため対象地域外で黒い雨を浴び、健康影響を懸念する人々が援護対象とするよう求めてきた。広島市が2008年に住民に調査を実施すると、国が援護対象とする約6倍の範囲で降っていたことが分かった。

い雨を浴びたが、国の援護
地域から外れ救済を受けら
れずにいる。

（被害者は「放射能の不
い雨を浴びたが、国の援護
報道部・小柳香葉子）

「黒い雨」降雨地域

2008年度の「原爆体験者等健康意識調査」で判明した
「黒い雨」の降雨地域

現在の広島市

佐伯区 湯来町

爆心地

終戦直後の調査による
「黒い雨」の大雨地域

0 10 20 Km

N

する。
い。真実の追求だ」と強調
県で2世の健康診断が行な
れているが、全国的な実態

い。真実の追求だ」と強調する。県で2世の健康診断が行なわれているが、全国的な実態調査を実施したことがないため2世が何人いるかすら分かつてない。広島県被爆2世団体連絡協議会の田拓事務局長は「具体的な健康被害が出でないとされている。各

Q 広島の「黒い雨」に関する被爆者認定 原爆投下後に降った雨に放射能が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となつた。国の終戦直後の調査によると、爆心地から北西の橿円（だえん）状の地域（長径約19キロ、短径約11キロ）で大雨が降つた。国は1976年に健康診断特例区域をこの地域に限定し、住民を「みなし被爆者」とした。放射線の影響による国指定の特定疾病にかかる場合は「被爆者」と認定し、医療費が無料になる。しかし広島市が2008年に行つた調査で、国が認める約6倍の範囲でも降つたことが判明した。

も、不安を強いられていること自体が核の被害だと強調する。

広島県原爆被害者団体協議会の清水弘土事務局長（73）も「放射能被害に線引きはできない」と指摘する。東京電力福島第1原発事故でも国は避難区域を「線引